

～少ない掛金で大きな補償～  
(1人500円)

# 交通災害共済に加入を!

| 等級 | 災害の程度                                      | 金額         |
|----|--|------------|
| 1  | 死亡   | 1,200,000円 |
| 2  | 自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害           | 700,000円   |
| 3  | 自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害           | 400,000円   |
| 4  | 治療を要した期間が7月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数110日以上の傷害 | 180,000円   |
| 5  | 治療を要した期間が6月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上の傷害  | 150,000円   |
| 6  | 治療を要した期間が5月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上の傷害  | 120,000円   |
| 7  | 治療を要した期間が4月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上の傷害  | 100,000円   |
| 8  | 治療を要した期間が3月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上の傷害   | 80,000円    |
| 9  | 治療を要した期間が2月を超え、かつ、入院通院の実治療日数30日以上以上の傷害     | 60,000円    |
| 10 | 治療を要した期間が1月を超え、かつ、入院通院の実治療日数15日以上以上の傷害     | 40,000円    |
| 11 | 入院通院の実治療日数7日以上以上の傷害                        | 20,000円    |

交通災害共済は、住民が交通事故により死亡したりけがをした時、その被災者や家族に見舞金を贈り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため県内112市町村が共同運営している相互扶助制度です。

加入できる方は、平成10年4月1日(年途中の場合は申込み日)に県内市町村区域内に居住し、住民基本台帳、又は外国人登録されている方です。

ただし、学校等に在学し親元より離れ仕送りを受けて生活している方は、登録の有無にかかわらず加入できません。

①自動車等に伴う交通災害  
②電車等に伴う交通災害

で、単に歩いてけがをしたというものは該当しません。

また、交通災害でも、飲酒運転による交通災害や、医師による実治療日数6日以下のものは該当しません。

交通事故は誰もが遭いたくないとは思っていません。しかし、いざいざで遭うかわかりません。ぜひ、交通災害共済に加入してください。

## 小須戸町の交通事故件数

|     | 平成8年 | 平成9年 | 増減数 | 増減率   |
|-----|------|------|-----|-------|
| 件数  | 46件  | 53件  | 7件  | 15.2% |
| 死者数 | 2人   | 2人   | 0人  | 0%    |
| 傷者数 | 53人  | 58人  | 5人  | 9.4%  |

平成9年1月から12月までの当町における交通事故発生状況は次のとおりです。

## 暮らしと電気安全

今月は省エネルギー1月間です。毎年2月の1カ月間を「省エネルギー1月間」と定め、広く省エネ思想の普及を図っているところでは、立春を過ぎて暦の上では、寒あけ。日照時間は少しずつ長くなり、日差しが強さを感ずるようになりますが、それでも東北の多くの地方では暖房を止めることは出来ません。

それでも、部屋の温度は少しずつ上がってきており、コタツやストーブなど暖房機器の温度調節を手まめに行つて、ご家族の皆さんと省エネルギーに挑戦してみませんか。



# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金の保険料額が変わります

国民年金の保険料は平成10年4月分から13,300円に改定されます。付加保険料は今までと同額の400円です。

国民年金は、被保険者が老齢になったとき、万一の事故や病気で障害の状態になったとき、亡くなったときに、ご本人や遺族に生活の支えとして支給される大切なものです。

そして、その基礎年金を支給するのに必要な費用は、保険料収入、運用収入及び国庫負担金の3つの収入によってまかなわれています。

そこで、保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮し、年金制度が健全に運営できるように、保険料は段階的に改定されています。

## 割引があって便利な「前納制度」をご利用下さい

国民年金には、一定期間分の保険料を前もって納めることのできる「前納制度」があります。

収入が一定時期に片寄る人、忙しくて保険料を納めにいけなかったり、うっかり忘れてしまう人など、ぜひ「前納制度」をご利用下さい。

前納制度を利用すると、年五分五厘(複利現価方式)の割引が受けられ、お得です。前納を希望する方は、役場住民係に3月20日までに申し出ください。(内線38番)なお、平成9年度前納した方は引き続き前納扱いといたしますので、申し出の必要はありません。なお、平成10年4月から11年3月までの1年間を前納する場合の額は、右表のとおりです。

平成10年4月より1年前納の保険料

|         | 定額保険料                    | 定額保険料<br>+<br>付加保険料      |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 月々納めた場合 | 159,600円<br>(13,300円×12) | 164,400円<br>(13,700円×12) |
| 前納した場合  | 155,750円                 | 160,430円                 |
| 割引される額  | 3,850円                   | 3,970円                   |

## 国民年金・厚生年金受給者の現況届の市町村長証明がいらなくなりました

平成10年1月より、国民年金、厚生年金を受給している人が提出する現況届の市町村長証明がいなくなりました。現況届に住所、氏名を記入し捺印をして、切手を貼って郵便ポストに投函してください。親族等の代理人が記載することもできますが、その場合受給者の欄を漏れなく記入のうえ、「代理人署名欄」に代筆者の氏名・住所・関係などを記入してください。

ただし、次のような場合はこれまでと同じく市町村長の証明が必要です。

①厚生年金の特別支給を受けている人で、65歳より国民年金の老齢基礎年金を受給する人は、現況届が老齢基礎年金の裁定請求の意味をもっていますので、これまでどおり、証明が必要です。

②他の公的年金である各種共済年金や恩給などの現況届は証明が必要となっています。